

死亡牛の牛海綿状脳症(BSE)検査対象月齢が 引き上げられます



平成13年9月に国内で初めて確認されたBSEですが、飼料規制やBSE検査等、関係者の方々の御協力によりBSE対策を進めた結果、平成25年5月「無視できるBSEリスクの国」に認定されました。

ステータスが上がったことにより、BSE対策の有効性を確認する死亡牛の検査対象月齢を引き上げ、平成27年4月1日から適用されます。

平成27年4月1日から死亡牛のBSE検査対象月齢を、
満24か月齢から満48か月齢以上へ引き上げ
(BSE対策特別措置法施行規則の改正により平成27年4月1日に死亡した牛から適用)

死亡年月日：

～H27年3月31日



(24か月齢未満)



(24か月齢以上)



愛知県中央家畜保健衛生所
(BSE検査)



化製場

死亡年月日：H27年4月1日～



(48か月齢未満)



(48か月齢以上)



愛知県中央家畜保健衛生所
(BSE検査)



化製場

★ 愛知県の死亡牛収集運搬等の区分も変更となります。

小 (3か月齢未満)

中 (3か月齢以上24か月齢未満)

大 (24か月齢以上)

小 (3か月齢未満)

中 (3か月齢以上24か月齢未満)

大 (24か月齢以上48か月齢未満) 新区分
BSE検査牛 (48か月齢以上) 新区分



● 死亡牛のBSE検査体制等については、最寄りの家畜保健衛生所へ
問合せ先 愛知県東部家畜保健衛生所 電話 (0532)45-1141
同 新城設楽支所 (0536)22-0549

平成27年3月